

○国土交通省告示第九十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の四の三第二号リ及び第三号カの規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行規則第十条の四の三第二号リ及び第三号カの国土交通大臣が定める措置を定める件

建築基準法施行規則第十条の四の三第二号リ及び第三号カの国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 室外機には、消音装置を設けることその他の騒音の防止のために必要な措置を講じること。
- 二 室外機の周囲には、遮音壁を設けること。

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。